

# 新宿区学童クラブ「学校休業期間利用」のしおり

子ども総合センター子ども家庭支援課

## 1 はじめに

新宿区では、学校休業期間のみ学童クラブを利用できる「学校休業期間利用」を実施しています。

学童クラブは、就労等をされている保護者に代わり指導員（保育士等の有資格者）が生活指導等を行います。学校休業期間の生活拠点を学童クラブで提供し、子どもたちがのびのびと安心して過ごせるよう配慮しています。また、異年齢の子どもたちの集団生活や遊びをとおして、心身ともにバランスのとれた成長ができるよう、自立に向けた指導を行っています。

## 2 学童クラブ「学校休業期間利用」の運営について

### （利用対象）

区内在住又は区立小学校に在籍し、保護者が就労等により月曜日から土曜日の間で週3日以上、午前8時以降通勤時間等を含み4時間以上不在である小学生（学童クラブの「定期利用」登録児童を除きます。）。

※ 3年生までの児童（障害等のある児童は6年生まで）は、定員を超えていても利用できます。

※ 4年生以上の児童は、定員に空きがあった場合のみ、優先度の高い児童から受け入れます。

なお、定期利用定員に空きがある場合には、その空き人数を学校休業期間利用の定員数に加えた人数まで利用できます。

### （利用区分・利用期間・利用時間・利用料金）

学童クラブの「学校休業期間利用」の利用期間は、下表のとおりです。翌年度も利用を希望する場合は新たな申請が必要です。

区分	利用期間（日曜・祝日を除く）	利用時間	利用料金
4月春休み	4月 1日（土）～4月 5日（水）	午前8時 ～ 午後7時	1,200円
7月夏休み	7月21日（金）～7月31日（月）		2,700円
8月夏休み	8月 1日（火）～8月24日（木）		6,000円
冬休み （12月・1月）	12月26日（火）～1月 7日（日） （12月29日～1月3日は除く）		1,800円
3月春休み	3月26日（火）～3月31日（日）		1,500円

### （利用料の免除）

生活保護受給世帯、非課税世帯等の方は、申請により利用料を免除する制度があります。承認された場合、申請書を提出した月以降の学校休業期間の利用料から免除となります。（ただし、「4月春休み」の免除をご希望の場合は4月30日までに申請してください。）前年度に免除承認されている場合も、改めて申請が必要です。

### 3 生活について

#### (登所・降所)

学童クラブは保育園等とは違い、児童がひとりで登所・降所することになります。新入生も学童クラブに自分で通えるようにご家庭でご指導をお願いします。ひとりで通うのが難しい場合は支援者を依頼してください。

学童クラブから自宅の経路については決まった経路を通るようにご家庭での指導をお願いします。学童クラブでも、地域によっては複数でまとまって帰るよう指導をしています。

#### (欠席・早退等)

欠席、早退等の場合は、必ず保護者が学童クラブに連絡してください。

#### (遊び)

遊びは学童クラブでの生活の中心です。異年齢集団である学童クラブの特性に配慮しながら、少人数での遊び、集団遊び、屋外での遊びなど、子どもたちの状態に合わせて工夫しています。

また、児童館や子ども家庭支援センター内、学校内等で学童クラブを運営していますので、学童クラブ児童以外の子どもたちとの交流も図れます。

#### (生活指導)

家庭と協力して、基本的な生活習慣の習得を援助していきます。

#### (学習)

学童クラブでは、学習指導は行いませんが、宿題をしたいという子どもたちへの配慮はできるだけ行っていきます。また、日課の中に学習時間を組み込んで子どもたちが学習に取り組めるように声かけをしています。

#### (おやつ)

遊びの合間に、エネルギー補給、生活体験、子どもたちの交流の機会として、おやつの時間を設けています。

アレルギー「有」の場合は、利用前に保護者におやつの提供について確認をさせていただきます。

ただし、調理師や看護師が不在のため、アレルギー完全除去食の提供はできません。

#### (昼食)

お弁当を各家庭でご用意ください。

#### (病気のとき)

- ① 集団での生活をする学童クラブでは、伝染性疾患の場合は学校の登校基準と同じ扱いをします。医師の許可が出るまで、学童クラブをお休みさせていただきます。
- ② 学童クラブにいる間に、お子さんが不調を訴えたり発熱したりした場合は、状態により保護者にお迎えに来ていただくことがあります。

#### (ケガをしたとき)

- ① 指導員が応急手当できる程度のケガの場合は手当てし、連絡帳等で状況をお知らせします。
- ② 緊急に病院に連れていかななくてはならないケガの場合は、保護者に連絡の上、基本的には指導員が近くの医院または救急病院に連れていきます。

#### (塾・習い事等について)

- ① 学童クラブに出席後、外出し、戻ってくる「中抜け」については、塾・習い事・児童館行事に限り、保護者による事前申請があった場合に対応します。
- ② 「中抜け」を希望する方は、日時、行先、出発時間、戻り時間の詳細を事前にお知らせください。
- ③ 延長時間前に戻れるよう調整をお願いします。

#### (持ち物について)

- ① 学校に持って行ってはいけないものは、学童クラブでも原則として禁止しています。
- ② ご家庭での持ち物の（紛失している物はないか、見慣れない物が混ざっていないか）をお願いします。
- ③ 携帯電話については、学校の規則に準じます。

### (非常災害時等の対応)

地震、火災などが発生した場合には、保護者または引取代理人のお迎えがあるまで学童クラブ、避難場所にて保護します。なお、避難場所については各学童クラブよりお知らせします。また、学童クラブでは緊急時（警報発令、犯罪発生等）に子どもの安全確保のために保護者のお迎えを必要と判断した場合、入退室管理システムのメッセージ機能または電話でご連絡します。

## 4 家庭と学童クラブとの連絡

保護者と協力して子どもたちの育成をしていくため、次のことを行っています。

### (個人面談・個別相談)

お子さんのことについて相談したいことがあるときには随時行います。小さなことでも、気になることがありましたら、お気軽にご相談ください。

### (入退室管理システム「安心でんしょばと」)

利用予定（出欠席）の連絡は、入退室管理システム「安心でんしょばと」をご利用ください。

### (連絡帳)

中抜け等の連絡のほか、家庭や学童クラブでのお子さんの様子も保護者と指導員が伝え合います。

## 5 学校と学童クラブとの連絡

年間計画やおたよりの交換等を行い、相互の理解を図っています。

## 6 保険について

新宿区では、各学童クラブで傷害保険に加入しています。保険の内容については各学童クラブにお問い合わせください。

ただし、大学病院など200床以上の高度な専門医療機関で受診する場合は、初診時特定医療費の自己負担があります。

## 7 届け出事項

次のような場合は、速やかに各届け等の提出をお願いします。

- **学童クラブ申請事項変更届** ⇒ 住所・学校・氏名・電話番号・保護者の連絡先が変更になったとき
- **学童クラブ申請事項変更届及び就労証明書** ⇒ 保護者の就労先や就労状況が変更になったとき
- **学童クラブ学校休業利用辞退届** ⇒ 利用承認を受けた「学校休業期間利用」を必要としなくなったとき

※ **登録している区分の利用期間中に、実際の利用がない場合(出席しなかった場合)でも利用料がかかります。年度途中で学校休業期間利用を必要としなくなった場合、各利用区分開始日の前日までに「学童クラブ学校休業利用辞退届」をご提出ください。**

## 8 学校休業期間利用の定員について

学校休業期間中の総定員については、定期利用と学校休業期間利用の定員を合算した数となります。定期利用の定員を超えた登録がある場合、その超えた登録人数分、学校休業期間利用の定員は減となります。例えば、定期利用定員が40名、学校休業期間利用定員15名の学童クラブに、定期利用の3年生までの児童の登録が50名あった場合、学校休業期間利用の受け入れ枠は5名となります。(3年生までの児童は定員を超えていても利用できます。)

ただし、「4月春休み」の学校休業期間利用についてのみ、学校休業期間利用定員は定期利用定員とは別枠とし、上記「学校休業期間利用定員」の受け入れ数を確保します。

## 【 新宿区学童クラブ一覧 】 ※令和5年4月現在

学童クラブ名称	定期 利用 定員	学校休業 期間利用 定員	住 所	電 話	児童指導業務受託事業者
信濃町	81	25	信濃町20 信濃町子ども家庭支援センター内	3357-7166	(株)ポピンズエデュケア
本塩町	60	20	四谷本塩町4-9 本塩町児童館内	3350-1456	(株)ポピンズエデュケア
四谷第六小学校内	35	10	大京町30 四谷第六小学校内	3357-7891	(株)ポピンズエデュケア
北山伏	60	20	北山伏町2-17 北山伏児童館内	3269-7196	(協組)ワーカーズコープ・ センター事業団
細工町	124	37	細工町1-3 子ども家庭部細工町事務所内	5261-5200	(協組)ワーカーズコープ・ センター事業団
東五軒町	102	30	東五軒町5-24 東五軒町児童館内	3269-6895	(株)ポピンズエデュケア
榎町	51	15	榎町36 榎町子ども家庭支援センター内	3269-2600	(協組)ワーカーズコープ・ センター事業団
薬王寺	113	33	市谷薬王寺町51 薬王寺児童館内	3354-5615	ライクアキッズ(株)
早稲田南町	40	15	早稲田南町50 早稲田南町児童館内	5287-4321	(協組)ワーカーズコープ・ センター事業団
鶴巻小学校内	20	5	早稲田鶴巻町140 鶴巻小学校内	3205-4602	(株)東急キッズベースキャンプ
富久小学校内	62	18	富久町7-24 富久小学校内	3358-9071	(協組)ワーカーズコープ・ センター事業団
富久町	46	15	富久町22-21 富久町児童館内	3357-7638	(社福)新栄会
東戸山小学校内	101	30	戸山2-34-2 東戸山小学校内	3205-0363	(株)ポピンズエデュケア
大久保小学校内	35	10	大久保1-1-21 大久保小学校内	3209-0803	(株)ポピンズエデュケア
子ども総合センター内	65	20	新宿7-3-29 子ども総合センター内	3232-8812	(株)テnderラビングケア サービス
戸山小学校内	55	15	百人町2-1-38 戸山小学校内	3204-8081	(株)ポピンズエデュケア
百人町	45	15	百人町2-18-21 百人町児童館内	3368-8156	(株)ポピンズエデュケア
高田馬場第一	40	15	高田馬場3-18-21 高田馬場第一児童館内	3362-1754	ライクキッズ(株)
高田馬場第二	50	15	高田馬場1-4-17 高田馬場第二児童館内	3200-5028	(株)東急キッズベースキャンプ
戸塚第二小学校内	60	20	高田馬場1-25-21 戸塚第二小学校内	3205-9616	(株)東急キッズベースキャンプ
落合第一小学校内	111	35	中落合2-13-27(1・2年) 落合第一小学校内 中落合2-7-24(3年) 中落合子ども家庭支援センター内	3565-0947	(株)ポピンズエデュケア
落合第四小学校内	100	30	下落合2-9-34 落合第四小学校内	3565-0990	(協組)ワーカーズコープ・ センター事業団
落合第五小学校内	20	5	上落合3-1-6 落合第五小学校内	3227-2238	(株)東急キッズベースキャンプ
上落合	40	15	上落合2-28-8 上落合児童館内	3360-1413	(株)ポピンズエデュケア
中井	20	5	中井1-8-12 中井児童館内	3361-0075	(株)東急キッズベースキャンプ
西落合	130	39	西落合1-31-24 西落合児童館内	3954-0771	(株)プロケア
北新宿第一	46	15	北新宿2-3-7 北新宿第一児童館内	3369-5856	(株)ポピンズエデュケア
北新宿第二	50	15	北新宿3-20-2 北新宿子ども家庭支援センター内	5330-1171	(株)ポピンズエデュケア
西新宿	85	25	西新宿4-35-28 西新宿児童館内	3377-9353	(株)日本デイケアセンター

## 【 問い合わせ 】

各学童クラブ または 子ども総合センター 子ども家庭支援課 児童館運営係  
 所在地：新宿区新宿7-3-29  
 電話：03(5273)4544 / FAX：03(3232)0666